



きになる 基本のき

年金

どんな制度にいつ入る!? 年金制度への加入

日本に住む20歳以上60歳未満の人は必ず年金制度に加入しています。 どんな制度に加入しているか確認してみましょう。

どんな年金制度にいつから加入する?

- ●日本に住むすべての人は、20歳になると「国民年金」に加入します。
- ●民間企業等で働く皆さんは、入社と同時に「厚生年金保険」にも加入します。つまり、民間企業等で働 く皆さんは、同時に2つの制度に加入します。
- ●「老輪」になったときは、国民年金から「老輪基礎年金」、厚生年金保険から「老齢厚生年金」が受けられます。
- ●万一の「障害」や「死亡」の場合は、障害年金(「障害基礎年金」「障害厚生年金」)や、遺族年金(「遺 族基礎年金」「遺族厚生年金」)が受けられます。
- ●企業年金制度のある民間企業等で働く皆さんは、国の年金とは別に、企業年金制度にも加入しており、 加入する制度から年金・一時金が受けられます。
- ※年金・一時金等を受けるには、それぞれ受給要件を満たす必要があります。

図表●年金制度の全体像





加入する年金制度の種別は?

●国民年金の加入者は、「第1号被保険者」「第2号被保険者」「第3号被保険者」の3つの種別に分かれてい ます。それぞれ該当する加入者は以下の通りです。

第1号被保険者



自営業者とその配偶者、 学生、フリーター等

第2号被保険者



民間企業の会社員 公務員等

第3号被保険者



第2号被保険者に扶養され ている配偶者

年金制度の種別は変わる?

■ 就職や結婚、転職等のライフイベントを境に、本人や家族の加入する年金制度および被保険者の種別が 変わる場合があります。どのようなケースで種別が変わるのか確認してみましょう。

変更前の種別	種別が変更されるケース	変更後の種別
第1 巴娅伊隆老	民間企業の会社員か公務員になる。	第2号被保険者
第1号被保険者	配偶者が第2号被保険者になったとき、その被扶養者になる。	第3号被保険者
第2号被保険者	退職して自営業者になる、または、就職しない。	第1号被保険者
第2 5 板体映台	退職して第2号被保険者の被扶養者となる。	第3号被保険者
第3号被保険者	配偶者である第2号被保険者が退職して自営業者等になる、または、 就職しない。 パート等の年収が130万円以上になると見込まれる。*	第1号被保険者
	民間企業の会社員か公務員になる。	第2号被保険者

*週20時間以上勤務、年収106万円(月額賃金8.8万円)以上、勤務期間が2ヵ月超見込まれるパートタイム等で、従業員101人(令 和6年10月からは51人)以上の企業(従業員100人以下の企業は労使合意がある場合)で働く場合は第2号被保険者となります。

種別を変更する手続きは?

- ●年金制度および被保険者の種別が変わる場合には、手続きが必要な場合があります。どのような手続き が必要か確認してみましょう。
- ■届け出漏れがあると、年金受給に支障を来す場合がありますので、ご注意ください。

第1号被保険者への変更手続き	住民票のある市区町村窓口で、本人が手続きを行います。
第2号被保険者への変更手続き	勤務先が手続きを行うため、本人が行う手続きはありません。
第3号被保険者への変更手続き	配偶者の勤務先が種別変更手続きを行うため、配偶者が勤務先に申し出を行います。